

**死刑執行上申書の開示請求に対する存否応答拒否の適法性**

【文献種別】 判決／最高裁判所第三小法廷

【裁判年月日】 令和8年1月27日

【事件番号】 令和7年（行ツ）第72号

【事件名】 行政文書不開示決定取消請求事件

【裁判結果】 原判決破棄（差戻し）

【参照法令】 行政機関の保有する情報の公開に関する法律5条1号・4号、8条

【掲載誌】 裁判所ウェブサイト

◆ LEX/DB 文献番号 25574756

名古屋経済大学准教授 松本未希子

**事実の概要**

弁護士X（原告・控訴人・上诉人）は、死刑囚であった亡Aの妹で再審請求人であるBより依頼を受け、2021年5月17日、行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」ないし「情報公開法」という）3条に基づき、亡Aに関する死刑執行上申書の一切及び同書の添付資料の一切（以下「本件対象文書」という）の開示を請求したところ、同年6月16日、法務大臣から、本件対象文書の存否を答えることにより法5条1号及び4号所定の情報が開示されることと同様の効果が生じることを理由として、法8条に基づき、本件対象文書の存否を明らかにしないで不開示とする旨の決定を受けた（以下「本件不開示決定」という）。Xは、同年8月17日、本件不開示決定の取消しを求めて審査請求をしたが、法務大臣は、情報公開・個人情報保護審査会から本件不開示決定が妥当である旨の答申（令和4年度（行情）答申第84号）を受け、2022年7月22日、棄却裁決をした。そこで、Xは、Y（国＝被告・被控訴人・被上诉人）を相手として、本件不開示決定が違法であると主張して、その取消しを求め、本件訴えを提起した。

**【第一審判旨】**

第一審（名古屋地判令6・4・18LEX/DB25573513）は、次のように述べて、Xの請求を棄却した。

**1 本件対象文書の法5条1号該当性（争点1）について**

(1) 「死刑執行上申書には、死刑執行命令の発令を上申する旨に加えて、死刑確定者の氏名、職業、本籍、住居等の個人情報のほか、罪名、裁判

結果（判決言渡しの日、確定日、確定事由を含む。）、移送の日、収容されている刑事施設、共犯者の氏名及びその処分結果、訴訟記録の冊数その他の事項が記載されるとともに、捜査の端緒及び死刑確定者が検挙されるに至った経緯が別紙として添付され、訴訟記録にない場合には身上調査照会書も添付されること……が認められる。

これらの情報は、死刑確定者を容易に識別することができるものであるとともに、一般に他人に知られたくない性質を有すると考えられる名誉や人格、プライバシーに関する情報そのものである上、死刑確定者の遺族や被害者及びその遺族の名誉やプライバシーに密接に関わる情報でもある。

そうすると、本件対象文書に記載される情報は、法5条1号本文の個人情報に該当し、その内容、性質に照らすと同号ただし書イの公領域情報にも該当しないというべきであり、亡Aが広く市民の支援を得て再審請求をしてきた者であるとしても、そのことをもって上記判断が左右されるものとはいえない。」

(2) 「法3条が、何人に対しても、請求の目的の如何を問わず、行政文書の開示請求を認めていることからすれば、自己情報の開示請求があった場合にも、開示請求者が誰であるかは考慮されず、特定の個人が識別される情報であれば、法5条1号本文の個人情報に該当するものと解され、個人情報保護法が施行され、本人による自己情報の開示請求が同法により認められていることからすれば、法に基づいて個人情報の本人開示を行うことはできないと解するのが相当である。」

(3) 「刑訴法475条2項の趣旨は、死刑という重大な刑罰の執行に慎重な上にも慎重を期すべき

要請と、確定判決を適正かつ迅速に執行すべき要請とを調和する観点から、法務大臣に対し、死刑判決に対する十分な検討を行い、管下の執行関係機関に死刑執行の準備をさせるために必要な期間として、6か月という一応の期限を設定し、その期間内に死刑執行を命ずるべき職務上の義務を課したもので、法的拘束力のない訓示規定であると解するのが相当であるところ、上記趣旨は法務大臣に対して死刑執行の上申を行う検察庁の長にも妥当するものというべきであり、執行事務規程9条が上申を行う時期を具体的に定めず、『上申をする』として義務的な規定としていないことなども考慮すれば、検察庁の長が一定の期間内に死刑執行上申書を法務大臣に提出する法的義務を負っているとまで認めることはできないから、本件開示請求の時点で亡Aに対する死刑判決確定から6か月が経過していたとしても、本件対象文書が確実に存在しているとは認めるに足り」ない。

## 2 本件対象文書の法5条4号該当性(争点2)について

(1)「法5条4号は、公にすることにより、犯罪の予防、鎮圧又は捜査、公訴の維持、刑の執行その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると『行政機関の長が認めることにつき相当の理由がある情報』について、不開示情報として定めているところ、これは、同号所定の情報の開示、不開示の判断には、その性質上、犯罪等に関する将来予測等についての専門的、技術的な情報と経験に基づく判断を要し、公共の安全と秩序の維持という国民全体の基本的利益を擁護するための高度の政策的判断を伴うことなどの特殊性があることから、行政機関の長に広範な裁量権を付与する趣旨であるものと解される。

そうすると、行政機関の長が、開示請求に係る行政文書に法5条4号に該当する情報が記録されているとして、当該行政文書の全部又は一部を開示しないとの決定をした場合、当該決定が社会通念上著しく妥当性を欠くなど裁量権の範囲の逸脱又は濫用があったものと認められるときに限り、当該決定は違法となるものと解するのが相当である。」

(2)「本件対象文書の内容は、……亡Aに対する死刑執行の上申の有無、裁判の内容、罪名、捜査の端緒及び身上事項等であり、その情報の性質

をみるだけでも、未執行の死刑確定者の強い関心の対象となるものである。特に、死刑執行の上申の有無はこれまで一切公にされていない情報であり、こうした情報が公になれば、自分に対して死刑執行がされ得るという現実と日々直面している未執行の死刑確定者において、既に死刑執行の上申がされた死刑確定者の犯行内容や生い立ち等と、自らのそれを比較して死刑執行順序等を予測するなどして、精神的安定を失い、自殺、自傷行為を図ったり逃走を試みたりするなど、死刑の執行を不能にさせ、あるいは遅延させる事態に至ることは十分に想定される。

したがって、本件対象文書を公にすることにより、刑の執行に支障を及ぼすおそれがあると判断した処分行政庁の判断に、社会通念上著しく妥当性を欠くなどの裁量権の範囲の逸脱ないし濫用があるとは認められない。」

## 3 法8条該当性(争点3)について

「本件対象文書が法令の規定により死刑判決確定から6か月以内に必ず提出されるものとはいえないことからすれば、本件対象文書の存否、すなわち亡Aに対する死刑執行の上申手続があったか否かという情報は、それ自体が死刑執行の具体的可能性に関連する個人情報であるといえ、本件対象文書の存否を答えるだけで法5条1号の不開示情報を開示することとなるというべきである。

また、亡Aに対する死刑執行の上申手続があったか否かという情報は、それ自体が未執行の死刑確定者の強い関心の対象となるものであり、これを基に死刑執行順序等を予測するなどして精神的安定を失い、自殺、自傷行為を図ったり逃走を試みたりするおそれにつながるものといえ、本件対象文書の存否を答えるだけで法5条4号の不開示情報を開示することとなるというべきである。

したがって、法8条により本件対象文書の存否を明らかにしないでした本件不開示決定は適法であるというべきである。」

## 【原審判旨】

原審(名古屋高判令6・11・20LEX/DB25573956)は、争点1,2について、第一審の判断を支持した上で、Xの「本件対象文書を開示することは、Bの遺族らの『生活』及び『財産』を保護するために極めて必要性が高く、開示による利益は甚大である」

から、法5条1号ロに基づき開示が義務付けられるというべきとの補充主張について、「本件対象文書の存否、すなわちBに対する死刑執行の上申手続があったか否かという情報を公にすることにより、Bの遺族らの生命、健康、生活又は財産が保護されることになるとはいえ」ないとして退けた。また、原審において追加された本件対象文書の開示の義務付けを求める訴えについて、不適法として却下した。(なお、原審判決における「B」は、「亡A」の誤りであると思われる。)

## 判決の要旨

原判決破棄差戻し。

「原審は、本件文書に記録されている情報は、情報公開法5条1号及び4号所定の不開示情報に該当するから、本件決定は適法であるとして、上告人の本件決定の取消請求を棄却すべきものとし、本件文書の開示決定の義務付けを求める訴えを却下したが、本件文書の存否を答えるだけで、同各号所定の不開示情報を開示することとなるかについて判断をしていない。そして、本件決定が適法であるというためには、この点に係る上告人の主張を排斥することが必要であることは明らかであり、原判決には、理由の不備の違法があるといわざるを得ない。」

## 判例の解説

### 一 本判決の意義

本件は、最高裁において初めて、死刑執行上申書の開示請求に対する存否応答拒否の適法性が問題となった事件である<sup>1)</sup>。もっとも、原審<sup>2)</sup>は争点3に関する判断を行っておらず、本判決は、原審に理由の不備があるとして差戻しとしたため、最高裁自身の判断は示されていない。そこで、以下では、下級審判決も含めて検討を行う。

### 二 情報公開法に基づく本人開示の可否

情報公開制度に基づく本人開示の可否については、従来は、これを否定する見解(否定説)が支配的であった。情報公開制度は「不特定多数への開示」のみを予定するものであり、個人情報の本人への開示は個人情報保護制度によってなされるべきだと考えられてきたのである<sup>3)</sup>。しかし、こ

れについては、情報公開制度における「不特定多数への開示」という限定は、何ら論理必然的に導かれるものではないとの批判がなされている。この立場は、情報公開制度と個人情報保護制度は、ともに政府の説明責任を全うさせる効果を有する点で共通することに着目し、情報公開制度に基づく本人開示を肯定する(本来的肯定説)<sup>4)</sup>。そして、両者の折衷として、個人情報保護制度が未整備または不十分である場合に限り、情報公開制度で本人開示を認める見解(便宜的肯定説)がある<sup>5)</sup>。

本件第一審判旨1(2)は、情報公開法においては開示請求者が誰であるか考慮されないとする点で否定説に立っているように見えるが、個人情報保護法が施行されていることも論拠の一つとしてあげており、その点では便宜的肯定説をとっているようにも見える。

もっとも、個人情報保護法124条1項は、刑事事件に係る裁判や刑の執行等に係る保有個人情報について、開示等に係る規定の適用除外としており、本件対象文書については、同法による本人開示が認められていないと考えられる<sup>6)</sup>。そうすると、個人情報保護法が施行されていることを理由に情報公開法に基づく本人開示を否定することには疑問が残る。また、Xが本件対象文書の開示を求める背景には、亡Aの再審請求に有利となる新たな証拠を獲得するという目的があるが<sup>7)</sup>、刑事訴訟法においても、本件対象文書に関する開示制度は未整備である<sup>8)</sup>。このように、形式的な棲み分け論に固執すると、本件対象文書に対する自己情報開示請求権は、結局、三制度の「谷間」に陥ることとなる<sup>9)</sup>。こうした谷間を生み出さない(あるいは「谷間」が生じているか否かの判断(便宜的肯定説)に過度の解釈上の負担を課さない)ためにも、情報公開法に基づく本人開示を認め、その上で各不開示事由の該当性を判断することが、行政文書へのアクセスを保障する一般法であり、「公正で民主的な行政の推進」(1条)を目的とする同法の解釈としてもっとも妥当である。

### 三 死刑執行における上申の性質と時期

刑事訴訟法475条は、死刑の執行は大臣の命令によることとし(1項)、その命令は、判決確定の日から6か月以内にこれをしなければならぬ(2項)と規定する。裁判の執行は、原則として検察官が指揮するが(472条)、死刑は、人の生命を奪

う極刑であって、一旦執行されると回復が不可能であることから、その執行手続を特に慎重にするため、本条では、例外的に、法務の最高責任者である法務大臣の死刑執行命令が検察官の死刑執行指揮の前提とされている<sup>10)</sup>。すなわち、死刑の判決が確定すると、刑の執行指揮をすべき検察官の属する検察庁の長は、法務大臣に対し、死刑執行上申書に裁判所不提出記録を含む刑事確定訴訟記録及びその裁判書の謄本を添えて提出し、死刑執行に関する上申をする(執行事務規程9条)。上申を受けた法務大臣は、死刑判決に対する非常救済手続(再審・非常上告)の必要の有無を確かめ、また、中央更生保護審査会の審査による恩赦(特赦・特別減刑)の要否調査の結果を検討した上で、死刑の執行を命令する<sup>11)</sup>。法務大臣の死刑執行命令があったときは、検察官は、死刑の執行を指揮し(執行事務規程10条)、5日以内に執行しなければならない(刑訴法476条)。

また、刑の執行を6か月以内としたのは、確定した刑が執行されないまま放置されることはその本旨に反し、死刑確定者を不当に長く死の恐怖にさらすことは残虐な刑罰の禁止(憲法36条)の趣旨からいっても避けるべきだからと説明されている<sup>12)</sup>。これは、期限経過後の執行命令を不可能とするものではなく、訓示規定と解されている<sup>13)</sup>。

このような制度においては、死刑執行に係る調査・決定権限は上申を受けた法務大臣にあるのであり、死刑執行の上申をするにあたって、検察庁の長や検察官が独自の裁量的判断を行うことは法制度上予定されていない。したがって、刑訴法475条2項が訓示規定であっても、6か月という一応の目安は主として法務大臣に与えられた期間であり、上申は、死刑判決確定後、遅滞なく行われなければならない。

仮に、実務上、死刑判決確定後相当の期間を経ても上申がされない場合があるならば、行政庁はその理由について説明責任を果たすべきである。上申の有無自体を秘匿することは、かえって死刑執行順序等に関する不要な憶測を招くことにつながる。

●—注

1) 本判決以前に、死刑執行上申書の不開示決定の適法性が問題となった事例として、東京地判平20・3・28LEX/

DB25480681、東京高判平20・12・17LEX/DB25480635がある。

- 2) 評釈として、高橋正人「死刑執行上申書の開示請求に対する存否応答拒否」季報情報公開・個人情報保護97号(2025年)55~58頁。
- 3) 行政改革委員会「情報公開法要綱案の考え方」(総務省行政管理局『詳解情報公開法』(2001年)456頁以下に掲載)。松井茂記『情報公開法(第2版)』(有斐閣、2003年)57頁以下。
- 4) 中川丈久「情報公開制度における本人開示について(上)(下)——立法論・解釈論の再検討」自研74巻7号(1998年)67~85頁・8号54~74頁。
- 5) 藤原静雄『情報公開法制』(弘文堂、1998年)190頁、最判平13・12・18民集55巻7号1603頁。「実際上の便宜」ではなく「体系的な制度理解」から同様の結論を導くものとして、戸部真澄『「情報公開制度における本人開示」再考』山形大学法政論叢32号(2004年)1~39頁。
- 6) 同規定の合憲性について疑問を呈する有力な学説も存在する(曾我部真裕「行政機関個人情報保護法45条1項の適用除外について」立命393=394号(2021年)433頁以下)。
- 7) 本稿の執筆にあたり、原告側関係者より訴訟関係資料の提供を受けた。記して謝意を表する。
- 8) 法務省の諮問機関である法制審議会は、2026年2月12日、再審制度の見直しの一環として、裁判所が検察に対し証拠提出を命じる規定等を新設すべきことを答申した。しかし、これについては、対象となる証拠が限定されていることや、裁判所への提出という方法では、再審請求人や弁護人のアクセスが限られることについて批判がなされている(日本弁護士連合会「法制審議会刑事法(再審関係)部会の要綱(骨子)案に反対する会長声明」<https://www.nichibenren.or.jp/document/statement/year/2026/260202.html>(2026年3月25日閲覧))。
- 9) 松本和彦「情報公開と個人情報保護の交錯と谷間——情報公開制度の下での個人情報の本人開示をめぐる」阪法55巻1号(2005年)1~44頁。
- 10) 河上和雄ほか(編)『大コンメンタール刑事訴訟法(第二版)第10巻』(青林書院、2013年)339頁[玉岡尚志=飯島泰]、高田卓爾ほか(編)『新・判例コンメンタール刑事訴訟法5』(三省堂、1995年)441頁[繁田實造]。
- 11) 繁田・前掲注10)441頁。
- 12) 高田卓爾『刑事訴訟法(二訂版)』(青林書院、1984年)589頁。立法過程における同趣旨の発言として、第2回国会参議院司法委員会第49号(昭和23年6月28日)宮下明義(発言番号004)。このような立法趣旨に疑問を呈するものとして団藤重光『新刑事訴訟法要綱(七訂版)』(創文社、1967年)582頁。法務大臣の恣意抑制としての意義を強調するものとして青柳文雄『五訂刑事訴訟法通論(下巻)』(立花書房、1976年)654頁。
- 13) 高田・前掲注12)589頁。